

# 公益財団法人埼玉県消防協会定款

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、消防防災思想の普及高揚と地域防災力の充実強化を図り、県民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに、災害に因る被害を軽減し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災思想の普及に関すること。
- (2) 消防防災に関する調査研究、指導及び研修に関すること。
- (3) 消防・防災技術の向上に関すること。
- (4) 消防防災諸団体との事業の連携及び協力に関すること。
- (5) 消防団及び消防団員並びに消防功労者の表彰に関すること。
- (6) 殉職消防職団員並びに遺族、消防職団員に対する弔慰救済に関すること。
- (7) 消防職団員の福利厚生に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。